

題の折に於ける「會社帳簿調査會乃至經營狀態調查委員設置の要求」と共に、断じて認容し難きことなからずあります。之を理由として、事を起したのほ、まづたく、勞働組合側に於て何事か他に考ふる所ありしものと断じざるを得ないのであります。

こゝに四月十日提出に係る要求條項の所謂「保留」といふ問題が想到されます。この問題は、既に、各位も御諒承の通りの経過を以て「無條件保留」と云ふ結果を告げたのでありますが、抑も「保留」といふ以上必ずや、何れの日にか、再び提出されること云ふ意味をば、はつきりと残して居り、即ち休戦状態でありました。従つて之は、問題と後日に貽す譯でありまして、爲に野田町一般に、ある不安を感せしめ、會社に於ては善後措置に就いて十分の注意は拂ひましたか陰鬱なる空氣と常に漂はしく居つたといふ事は蔽ふべからざる事實であります。かくの如くして、組合側では、その再提出の機會を窺ふて居つたものと考へざるを得ません。今回の問題も、かく考へ來ると、その因由が大分はつきりして参ります。即ち九三問題は動機であり、近因の一つであつてそ

の全体ではありません。夫は「ストライキ」を決議して、その旨申出から追加要求を提出したといふ事によつても、證明されます。目的とする所、主眼とする所は所謂復活及添加要求案であつたのであります。所謂「敵は本能寺」にあつたのでした。之によつて、何が故に事が起つたかは御賢察を乞ひたいと思ひます。

そこで、今度の要求でありますが、之は四月十日提出の貸金一割増給年未賞與最低限度を二月とすること等の外に新に團體協約権の承認といふ一項を添加して居りますが（又は總同盟の會員以外を使用すべからずといふ事だと申します）之等を容るべきや否やは、四月以來、我國財界の景氣が平常に復して居ないこと及工場に於ける作業の實狀を御考へ下されば、自然にお判りになる事と思ひますので改めて申上ません。兎に角、會社としては、四月の時よりも更に一層強い理由で御断りするより外ないのでキツパリ断はつた次第であります。

當な事をさせやうとするに、さういふ人たちは、法律を四割せられま